

**神戸市ペットボトルリサイクル＜ボトル to ボトル＞事業
（ペットボトルベール品売却）実施に関する覚書（案）**

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）との間で、神戸市ペットボトルリサイクル＜ボトル to ボトル＞事業（ペットボトルベール品売却）（以下「本事業」という。）の実施にあたり、次のとおり覚書を締結する。

なお、本事業の実施に向け、甲が 2025 年 9 月に行った公募（以下「事業者公募」という。）の際の本事業募集要項（以下「募集要項」という。）において定義された用語は、本覚書においても同様の意義を有する。

（趣旨）

第 1 条 本覚書は、甲及び事業者公募において優先交渉権者に決定された乙が、本事業の実施において必要となる事項を定めるものである。

（本事業の開始日と事業期間）

第 2 条 本覚書に基づく事業の開始日は、2026 年 4 月 1 日からとし、事業期間は 2027 年 3 月 31 日までとする。ただし、事業期間満了までに、甲乙で事業実施状況の確認および協議のうえ、事業期間を 1 年間延長できるものとし、最長で 2028 年度末まで延長することができるものとする。

（当事者の義務）

第 3 条 甲は、資源リサイクルセンターで選別、減容、圧縮、梱包したペットボトルベール品を乙に売却する。

2 乙は、ペットボトルベール品を買受け、募集要項に定められた規定を遵守し、仕様書（企画提案内容を含む）に基づき、ペットボトルリサイクル＜ボトル to ボトル＞を実施する。

3 甲及び乙は、事業期間において半期毎（上期：4 月 1 日から 9 月 30 日、下期：10 月 1 日から 3 月 31 日）に物品売買契約を締結するものとする。

4 甲及び乙は、公募時の提示加算金額および契約期間と同時期の公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の神戸市ペットボトル落札単価に基づき、ペットボトルベール品の売買単価を決定し、上期、下期の初日以前に物品売買契約を締結するものとする。

（地位又は権利若しくは義務の譲渡）

第 4 条 乙は、本覚書上の地位又は本覚書により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、担保その他の権利の用に供し、又は継承してはならない。

（覚書の解除）

第5条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本覚書を解除することができる。

- （1） 乙が本覚書を履行しないとき、その見込みが無いと甲が判断したとき、その他本覚書に違反したとき。
- （2） 乙が甲の職員の本市係員の指示に従わず、職務の執行を妨げたとき。
- （3） 乙が監督官庁から営業の取消し、停止、その他これらに類する処分を受けたとき、その他本事業の実施に必要な資格が欠けたとき。
- （4） 甲は、前項に定める場合を除くほか、やむを得ない必要があると認めるときは、覚書を解除することができる。

（本覚書の変更）

第6条 本覚書の規定は、甲及び乙間の書面による合意がなければ変更できない。

（秘密保持）

第7条 甲及び乙は、本事業又は本覚書に関し相手方から秘密として提供を受けた情報について、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないことを、本覚書により相互に確認する。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- （1） 本事業に関連する業務の売却先等に守秘義務を課して開示するもの。
 - （2） 甲が神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）等関連する法令等に基づき開示するもの。
 - （3） その他法令等により開示が必要とされるもの。
- 2 前項ただし書の規定により情報を開示する場合は可能な範囲内で相手方にその旨を事前に連絡するよう努めるものとし、かつ、情報を開示した後においては、速やかに相手方にその旨を通知しなければならない。

（準拠法等）

第8条 本覚書は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本覚書に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（定めのない事項）

第9条 本覚書に定めのない事項その他必要な事項については、甲乙協議のうえで、これを定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、甲と乙は、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれで電子署名を行う。なお、本契約においては電子データである本電子契約書ファイルを原本として扱うものとし、同ファイルを印刷した文書はその控えとする。

年 月 日

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

甲 神 戸 市
代表者 神戸市長

乙 ○○○